

平成23年 月 日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表 徳田 秋 殿

長久手町長 □ 田 一 平

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書について（回答）

平成23年8月18日付けで依頼のありましたことにつきましては、下記のとおりです。

記

陳 情 書 に 対 す る 回 答 一 覧

要 請 事 項	回 答
1 自治体の基本的あり方について	
① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。	意見として参考にします。
② 税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。	導入していません。
③ 徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。	平成23年4月1日に発足した滞納整理機構は3年間の時限設置となります。主に高額滞納者について、実情、財産をよく調査した上で、引き続き実施していきます。
2 地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて	
① 職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。	住民サービスの向上が図れるように、正規職員の確保について努力しています。
② 防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。	本町の地域防災計画は、国及び県の防災計画の見直しに合わせて修正する予定です。
③ 小中学校などの耐震化の促進、食糧・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。	小中学校は、既に耐震化をしております。食糧、水等については、学校では備蓄していませんが、町の防災倉庫で備蓄しています。
④ 避難所のバリアフリー化をすすめてください。	現在のところ考えていません。
⑤ 集団での避難生活が困難な高齢者・障害者（児）、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障害者（児）のための福祉避難所を整備・拡充してください。	長久手町では、長久手町福祉の家を福祉避難所に指定しています。
⑥ 災害拠点病院の強化拡充をはかってください。	各学校で、防災訓練を年数回実施しています。
⑦ 防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。	本町の防災マップは平成24年度に見直しを予定しております。
⑧ 防災教育を徹底してください。	現在、自治会単位で防災講習会を開催しているほか、学校などでの講習会も実施しています。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項	回 答
3 以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。	
1 安心できる介護保障について	
(1) 介護保険について	
① 介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。	意見として参考にします。
② 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。	既存の制度で実施します。
③ 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。	国の制度のもと支援を行います。
④ 要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。	意見として参考にします。
⑤ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤整備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。	基盤整備は行ってきており、助成制度は既存の制度で実施します。
⑥ 地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1か所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任をもって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。	意見として参考にします。
⑦ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。	国の制度のもと支援を行います。
(2) 高齢者福祉施策の充実について	
① 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。	
ア ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。	緊急通報システム、家事援助型ホームヘルパー派遣事業及び食の自立支援事業で安否確認及び生活支援を行っています。
イ 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。	高齢者及び障害者の外出支援は、巡回バスの無料パスを交付し、高齢者にはさらに2,000円分のリニモカードを交付しています。
ウ 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。	老人憩の家を町内7か所に設置しており、60歳以上の方は誰でも利用できます。
エ 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	意見として参考にします。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
②	配色サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。	土、日、祝日を除き利用者の希望により毎日1回昼食の配食を行っております。また、会食会は福祉の家で「あったか昼食会」を実施しています。
(3) 障がい者控除の認定について		
①	介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	既存の制度で実施します。
②	すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	個別の申請により交付しています。
2 高齢者医療などの充実について		
①	後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	現行どおりとします。
②	後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。	現行どおりとします。
3 子育て支援について		
①	18歳年度末まで医療費無料制度を現物支給（窓口無料）で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。	現行どおりとします。
②	妊産婦検診は、初回の検診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。	平成21年度から妊婦健診は、14回に拡大しました。
③	就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。	生活保護基準額は、参考にはしますが、認定の基準にはしておりません。申請の受け付けは、市町村の窓口としています。民生委員の証明は必要ありません。支給内容は、現行のとおりです。
④	義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	現行どおりとします。
4 国保の改善について		
①	国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	国の動向を見て判断します。
② 保険料（税）について		
ア	これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料（税）に引き下げてください。	健全な保険財政運営を行うには、相応の税収が必要であり、引き下げは困難であるため、現行どおりとします。
イ	18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。	現行どおりとします。
ウ	前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。	減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項		回 答
エ	所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。	減免措置については、現行の条例・規則の中で対応します。
③ 保険料（税）滞納者への対応について		
ア	資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付については、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。	相応の収入が継続して認められるが納付の意思がなく、また、収納課で差押財産が見つからないため資格証明書の発行要請があり、面談等の事業聴取を試みても応じない場合には、止むを得ず発行する場合があります。なお、資格証明書世帯及び短期被保険者証世帯の高校生世代以下の子については、「6か月有効」の短期被保険者証を発行しています。
イ	滞納者に対し給付の制限をしないでください。	給付の制限はしていません。
ウ	保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。	分納の履行が順調かつ将来完納する見込みのある世帯には、被保険者証の期限が切れる前に新たな被保険者証を送付しています。
エ	保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。	収納課と生活実態の把握に努めています。短期被保険者証の交付については、納税相談・指導を行う上で有効なものと考えています。無保険者の調査は、現在のところ考えていません。
④ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。		申請があれば審査して対応します。
5 障がい者（児）施策の実施について		
①	障がい者（児）の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。	現行どおりとします。
ア	自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。	現行どおりとします。
イ	障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護、行動援助など福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。	現行どおりとします。
ウ	市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。	現行どおりとします。
エ	施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。	現行どおりとします。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項	回 答
② 実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。	サービス利用時間の支給制限は行っていません。移動支援は必要時間を聞き取り支給しています。 また、予算の増額は、利用実績の推移をみて判断しています。
③ 第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。	福祉計画の策定については、障害者本人、家族、事業者の意見を聞けるものとなっています。 基盤整備は、状況に応じ適切に対応していきます。
④ 国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。	設置の予定はありません。
⑤ 障害者差別禁止条例を制定してください。	制定の予定はありません。
6 健診事業について	
① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式をともに実施してください。	特定健診については、自己負担金は無料です。がん検診、歯周疾患検診は自己負担金を徴収しています。特定健診、がん検診は、個別、集団方式、両方行なっています。
② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。	39歳以下健診を自己負担金なしで実施しています。
7 予防接種について	
① ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV（子宮頸がんワクチン）の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。	国のワクチン接種緊急促進事業に基づく予防接種対象者については、全額補助にて実施しています。
② 高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種に助成制度を設けてください。	現在のところ考えていません。
8 生活保護について	
① 憲法25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。	生活保護法の基準に基づき、必要に応じ保護の認定をしています。
② 自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。	画一的な取り扱いは行っていません。
③ 就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。	現行どおりとします。
4 国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。	
1 国に対する意見書・要望書	

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項	回 答
① 消えている年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく、全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けるようにしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④ 18歳年度末まで医療費無料制度を創設してください。現物支給による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦検診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑤ 消費税率の引き上げは行わないでください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑥ 東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生の交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑦ 障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑧ ヒブ、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ポリオワクチン導入を早急に行ってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
2 愛知県に対する意見書・要望書	
① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
② 後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。

陳情書に対する回答一覧

要 請 事 項	回 答
③ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出して下さい。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④ 子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑤ 国民健康保険への件の補助金を増額してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑦ 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・光熱水費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
⑧ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
3 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書	
① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書発行は行わないでください。	意見書・要望書を提出する考えはありません。
④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けるとともに、懇談会を公開してく	意見書・要望書を提出する考えはありません。

アンケートについては、別紙（現物）に記入したものをお願いします。